

無線施設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十一月二十二日

參議院議長 佐藤尙武殿

小林勝馬

## 無線施設に関する質問主意書

昭和二十四年十月二十六日附質問第五号をもつて提出せる「旧軍部における無線施設に関する質問主意書」に対する答弁は不充分につき、再質問する。

現在、日本全国にわたる旧軍用無線施設の利用及びその管理状況を次により説明されたい。

- 1 終戦後今日に至るまで無線施設に附属せる土地、建物等の管理状況
- 2 内務省より電気通信省に引継いだ無線機器中現在無線施設に利用されている機器の状態
- 3 現在未処分の建物、又は多くの機器があると思うが、この状況及びこれに対する今後の处置
- 4 旧軍用無線施設が今日の通信復興に対して如何ように寄與しているかその活用状況